

平成 22 年

5 月臨時会会議録

平成 22 年 5 月 17 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目 次 (第1号)

○議 事 日 程	3
○出 席 議 員	3
○日 程 第 1 仮議席の指定	5
○日 程 第 2 議長の選挙	5
○日 程 第 3 副議長の選挙	6
○日 程 第 4 議席の指定	7
○日 程 第 5 会議録署名議員の指名	8
○日 程 第 6 会期の決定	8
○日 程 第 7 議員提出議案第1・2号	8
○日 程 第 8 諸報告	8
○日 程 第 9 議案第1号から議案第29号まで	9
○討 論	17
○表 決	17

平成 2 2 年 5 月

萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会会議録（第 1 号）

議事日程第 1 号

平成 2 2 年 5 月 1 7 日（月曜日）午後 2 時 0 0 分開議

第 1 仮議席の指定	5 番	長 尾	実 君
第 2 議長の選挙	6 番	松 永 亘	弘 君
第 3 副議長の選挙	7 番	西 元	勇 君
第 4 議席の指定	8 番	青 木 賢	次 君

第 5 会議録署名議員の指名

第 6 会期の決定

第 7 議員提出議案第 1 ・ 2 号

第 8 諸報告

第 9 議案第 1 号から議案第 2 9 号まで

○説明のため出席した者

管 理 者	野 村 興 兒 君
副 管 理 者	南 野 京 右 君
事 務 局 長	平 田 幸 三 君
事 務 局 次 長	荒 川 孝 治 君
事 務 局 主 幹	安 田 学 君
事 務 局 総 務 係 長	永 安 弥 君
会 計 管 理 者	山 中 伸 彦 君
事 務 局 主 幹	中 村 敏 雄 君
事 務 局 主 幹	藤 田 擴 君
事 務 局 主 幹	上 田 秀 男 君
事 務 局 主 幹	岩 崎 伸 広 君
事 務 局 主 幹	河 野 広 行 君
事 務 局 主 幹	今 浦 功 次 君

○本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

日程第 3 副議長選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 会期の決定

日程第 7 議員提出議案第 1 ・ 2 号

日程第 8 諸報告

日程第 9 議案第 1 号から議案第 2 9 号まで

○書記出席者

書 記	長 三 原 正 光 君
書 記	記 浜 村 祥 一 君
書 記	記 宮 本 啓 治 君

○出席議員（8名）

1 番	阿 波 昌 子 君
2 番	岡 崎 巧 君
3 番	中 村 洋 一 君
4 番	西 島 孝 一 君

午後 2 時 0 0 分開会

○書記長（三原正光君） 定刻となりましたので、これより会議を開いていただくこととなりますが、今回は萩・長門清掃一部事務組合発足後、最初の議会となりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定によりまして、年長の議員の方が、臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。

したがいまして、本日出席の議員の中で、松永議員が最年長でありますので、松永議員に臨時議長の職務を行っていただきます。

松永議員を紹介いたします。

それでは、松永議員、議長席へ御着席お願いいたします。

〔臨時議長 松永亘弘君登壇〕

○臨時議長（松永亘弘君） ただいま御紹介をいただきました松永でございます。

地方自治法第292条において準用する同法第107条の規定によりまして、最年長の私が、議長が選挙されるまで、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

開会に先立ち、萩・長門清掃一部事務組合発足後、初めての会議となりますので、組合管理者から、ごあいさつを受けることといたします。組合管理者のあいさつを願います。管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 本臨時一部事務組合の議会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。萩市と長門市にとって懸案の新清掃工場の建設につきましては、萩・長門清掃一部事務組合を設立して行うこととなり、両市の3月定例会において一部事務組合設立に関する議案を提出し、萩市議会では3月17日に、長門市議会では3月24日に可決されたところであります。

引き続き、山口県知事へ設立許可申請書を提出し、4月1日に萩・長門清掃一部事務組合を設立いたしました。

4月1日には、萩・長門清掃一部事務組合規約に基づき、萩市長及び長門市長の互選により、萩市長が管理者、長門市長が副管理者を務めることとなりました。組合管理者として、今後、計画に沿って事業を進め、全力で任を全うしたいと存じます。

あわせて、本組合に事務局を設置し、専任職員として萩市から派遣された3名、長門市から派遣された2名の計5名の職員に辞令を交付し、別に、萩市及び長門市職員26名を本組合職員に併任いたしました。

平成22年度の事業につきましては、建設予定地である萩市大字山田字市葉山周辺の生活環境影響調査と新清掃工場建設に係る基本設計業務、建設予定地の地質調査業務等に着手いたします。

清掃工場の建設は多額の費用を必要とし、また、長期間、施設の維持管理と運営を行って行く上において、毎年、補修費等多額の経費を必要といたしますことから、その建設及び維持管理手法につきましては、コスト・ベネフィットを考慮し、本組合はもとより、萩市及び長門市にとって最善の手法を選択したいと考えております。

先ほど、本組合事務局が主体となって、萩市と長門市の関係職員で構成する新清掃工場建設事業手法検討会を設置いたしました。他地の事例等についても調査研究し、早急に方向性を見出したいと考えております。

今後、両市が協力しあい、市民生活にとって必要不可欠な施設である新清掃工場の平成27年度稼働を目指し、鋭意事業を進めてまいります。

冒頭のごあいさつに代えます。

○臨時議長（松永亘弘君） 組合管理者のあいさつは終わりました。

続いて、組合副管理者から、ごあいさつを

受けることといたします。副管理者。

〔副管理者 南野京右君登壇〕

○副管理者（南野京右君） 副管理者として、指名されました長門市長の南野京右でございます。本日こうして、萩・長門清掃一部事務組合の臨時議会が開かれますことを感激に堪えないところでございます。これから、供用開始に向かって、高いハードルも多々ありましようが、執行部、議員、一体となって供用開始に向けて努力して行かねばならないと思っております。私も副管理者として、管理者を十分支えてまいりたいと決意いたしておるところでございます。甚だ粗辞でございますが、以上、ごあいさつ申し上げます、私のごあいさつといたします。失礼しました。

○臨時議長（松永亘弘君） 組合副管理者のあいさつは終わりました。

これより、議員の自己紹介を行います。

ただ今、着席されておられます議席番号の1番から、順次お願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（松永亘弘君） 続いて、説明員として出席いたします、職員の紹介を行います。事務局長。

〔事務局長 参与紹介〕

○臨時議長（松永亘弘君） 以上で、議員並びに職員の紹介は終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時12分開会

○臨時議長（松永亘弘君） ただいまから平成22年5月、萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

お諮りします。

これからの議事の進行につきましては、萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則が制定されておられませんので、今、臨時会に議員提出議案第1号で提案される萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則（案）に準じて進めたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松永亘弘君） 御異議なしと認めます。

よって、これからの議事進行につきましては、萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則（案）によって進めることといたします。

臨時議長のもとで定める議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（松永亘弘君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

議事進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（松永亘弘君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松永亘弘君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松永亘弘君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とし、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長には、萩市議会議長であります青木賢次議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました、青木議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（松永亘弘君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました青木議員が、萩・長門清掃一部事務組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました青木議員が議場におられますので、本席から会議規則（案）第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、青木議員から議長就任に際して、ごあいさつを受けることといたします。3番、青木議員。

〔議長 青木賢次君登壇〕

○3番（青木賢次君） 萩市議会議員の青木でございます。一言、議長就任に対し、ごあいさつを申し上げようと思います。

ただいま、議会におきまして、推選をいただき、栄えある萩・長門清掃一部事務組合議会の議長を務めることに相なりました。改めてその職責に対し責任の重さをひしひし感じているところでございます。平成27年度の供用開始を目標に、新清掃工場建設計画が計画どおりに順調に進むよう、一生懸命頑張りたいと思いますとともに、これを契機に、長門、萩市両市の環境行政の振興、発展を図る

ためにも、公正公平に議会運営に努めてまいりたいという所存であります。議員の皆さんにおかれましても、円滑な議会運営が図られますよう、よろしくお願いを申し上げ、甚だ簡単ではありますが、議長就任のあいさつといたします。ありがとうございました。

○臨時議長（松永亘弘君） これをもちまして、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。

それでは、青木議長と席を交代いたします。御協力まことにありがとうございました。

〔臨時議長 松永亘弘君退席
議長 青木賢次君着席〕

○議長（青木賢次君） 日程表を配付させます。これからの議事日程は、ただいまお手元に配付いたしましたとおりであります。

〔日程表配付〕

日程第3 副議長の選挙

○議長（青木賢次君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

副議長には、長門市議会議長であります松永亘弘議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました、松永議員を当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました松永議員が、萩・長門清掃一部事務組合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松永議員が議場におられますので、本席から会議規則（案）第31条第2項の規定により告知いたします。

この際、松永議員から副議長就任に際し、ごあいさつを受けることといたします。6番、松永議員。

〔副議長 松永亘弘君登壇〕

○6番（松永亘弘君） ただいま青木議長の方から皆様の御総意をもって副議長に選出をされました長門市議会の松永でございます。これから、任期いっぱい、この萩市と、長門市の清掃一部事務組合のいろいろな案件につきまして、青木議長を助け、補佐し、運営に協力をいたしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（青木賢次君） 副議長就任のあいさつは終わりました。

ここで資料配付のため暫時休憩いたします。

午後 2時22分休憩

午後 2時25分再開

○議長（青木賢次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第4 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

○議長（青木賢次君） 日程第4、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を議題といたします。

これより、提案者から提案理由の説明を求めます。

まず、議員提出議案第1号の説明を求めます。4番、中村議員。

〔4番 中村洋一君登壇〕

○4番（中村洋一君） 議員提出議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第1号萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定に基づき、萩・長門清掃一部事務組合議会の運営に関する手続及び議会内部の規律等を定めようとするものであります。

以上、簡単であります、提案理由の説明といたします。

○議長（青木賢次君） 次に、議員提出議案第2号の説明を求めます。2番、岡崎議員。

〔2番 岡崎 巧君登壇〕

○2番（岡崎 巧君） それでは、議員提出議案第2号管理者専決処分事項の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づく議会の権限に属する簡易な事項について、組合管理者において専決処分することができるよう、あらかじめ指定しようとするもので、議案にお示ししてあります3項目をその対象

といたしましたものであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明を終わりますので、議員各位におかれましては、御賛同方よろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木賢次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

議員提出議案第1号萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第2号管理者専決処分事項の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

○議長（青木賢次君） これより討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。

議員提出議案第1号萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号管理者専決処分事項の指定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のと

おり可決されました。

ここで、資料配付のため、暫時休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 2時35分再開

○議長（青木賢次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5 議席の指定

○議長（青木賢次君） 日程第5、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定したいと思います。

それでは、議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（青木賢次君） 議席の移動が終わりましたので、会議を続行いたします。

日程第6 会議録署名議員の指名

○議長（青木賢次君） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番阿波議員、3番、中村議員を指名いたします。

日程第7 会期の決定

○議長（青木賢次君） 次に、日程第7、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定

いたしました。

日程第 8 諸報告

○議長（青木賢次君） 日程第 8、これより諸報告を行います。

組合管理者報告を求めます。管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 先ほど、冒頭のごあいさつでこの諸報告の内容をそのままお話をしてしまいました。

一つは、本一部組合のまあ設立の経緯。そして管理者、副管理者のこの就任。建設予定地、また建設維持管理手法についてこの早急に検討すべきこと等について御報告を申し上げたところでございます。

重複を避けさせていただきます。

今後、両市が協力し合い、市民生活にとって必要不可欠な施設である新清掃工場の平成 27 年度稼働を目指し、鋭意事業を進めてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者報告は終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

日程第 9 議案第 1 号から議案第 29 号まで

○議長（青木賢次君） 次に、日程第 9、議案第 1 号から議案第 29 号までの 29 件を一括して議題といたします。

議案第 1 号 平成 22 年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計暫定予算に関する専決処分について

議案第 2 号 萩・長門清掃一部事務組合の休日定める条例制定に関する専決処分について

議案第 3 号 萩・長門清掃一部事務組合公

告式条例制定に関する専決処分について

議案第 4 号 萩・長門清掃一部事務組合議会定例会条例制定に関する専決処分について

議案第 5 号 萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例制定に関する専決処分について

議案第 6 号 萩・長門清掃一部事務組合監査委員条例制定に関する専決処分について

議案第 7 号 萩・長門清掃一部事務組合事務局設置条例制定に関する専決処分について

議案第 8 号 萩・長門清掃一部事務組合行政手続条例制定に関する専決処分について

議案第 9 号 萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例制定に関する専決処分について

議案第 10 号 萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例制定に関する専決処分について

議案第 11 号 萩・長門清掃一部事務組合職員定数条例制定に関する専決処分について

議案第 12 号 萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 13 号 萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 14 号 萩・長門清掃一部事務組合職員の服務の宣誓に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 15 号 萩・長門清掃一部事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定に関する

専決処分について

議案第 16 号 萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 17 号 萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 18 号 萩・長門清掃一部事務組合の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 19 号 萩・長門清掃一部事務組合職員等の旅費に関する条例制定に関する専決処分について

議案第 20 号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定に関する専決処分について

議案第 21 号 平成 22 年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算

議案第 22 号 萩・長門清掃一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

議案第 23 号 萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議案第 24 号 萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償に関する条例

議案第 25 号 萩・長門清掃一部事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例

議案第 26 号 萩・長門清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例

議案第 27 号 萩・長門清掃一部事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

議案第 28 号 阿武町と萩・長門清掃一部事

務組合との間における事務の委託について

議案第 29 号 公平委員会委員の選任について

○議長（青木賢次君） これより、提案理由の説明を求めます。

議案第 1 号から議案第 29 号までの 29 件について説明を求めます。管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 本臨時会に提案をいたします 29 件の議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 22 年度萩・長門清掃一部事務組合暫定予算につきましては、本組合の設置に伴い、平成 22 年度萩・長門清掃一部事務組合暫定予算を定める必要が生じたため、専決処分をいたしたものでございます。

次に、議案第 2 号から議案第 20 号まで萩・長門清掃一部事務組合の休日を定める条例のほか、組合の組織や行政手続、組合の職員に関する条例等の 18 件の条例制定に関する専決処分についてであります。これは、本組合の設置に伴い、即時に制定が必要な、19 件の条例について、専決処分をいたしたものでございます。

以上、20 件につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項により、組合議会の承認を求めるとでございます。

次に、議案第 21 号平成 22 年度萩・長門清掃一部事務組合予算につきましては、本組合を構成いたしております萩市及び長門市で協議調整したものでございます。

別冊の平成 22 年度予算書 1 ページをお開き願います。

平成 22 年度予算につきましては、第 1 条歳入歳出予算の総額は、2 億 9,313 万 8,000 円となりました。

第 2 条は、債務負担行為について定めるも

のでございまして、5ページの第2表に記載のとおりであります。新清掃工場建設事業として生活環境影響調査事業と新エネルギー回収推進施設基本設計業務委託事業に係るものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を3,000万円とするものであります。

それでは、3ページ歳入について御説明をいたします。

第1款分担金及び負担金は、本組合を構成する萩市と長門市の分担金で、萩市が1億3,262万4,000円、長門市が1億1,093万6,000円、合わせて2億4,356万円でございます。

第2款諸収入は阿武町からの受託事業収入3,447万6,000円及び預金利子等で、合わせて3,447万8,000円でございます。

第3款国庫支出金は環境省の循環型社会形成推進交付金で、新清掃工場建設のための計画支援事業、生活環境影響調査、新エネルギー回収推進施設基本設計業務、建設予定地地質調査業務に対して、事業費の3分の1に当たる1,510万円の交付金を計上いたしております。

次に、4ページ歳出について説明いたします。

第1款議会費につきましては、議員報酬8万7,000円を含め議会運営費等に所要の経費を計上いたしております。

第2款総務費につきましては、1項. 総務管理費といたしまして、本組合事務局職員に係る給与等負担金とその他組合運営に係る経費、組合の公平委員会委員報酬3万2,000円等公平委員会に必要な経費、2項. 監査委員費といたしまして監査委員報酬1万6,000円を始め、監査委員に必要な経費の、以上合計4,898万8,000円を計上いたしております。

第3款予備費につきましては、100万円を計上いたしております。

第4款衛生費につきましては、新清掃工場建設費として新清掃工場、新エネルギー回収推進施設建設に係る生活環境影響調査費、施設の基本設計費、建設予定地の地質調査費、建設予定地である小原地区を対象とする飲料水施設整備に係る測量設計費、水源調査費、取水施設整備費、市道小原畦田線の三見畦田から新清掃工場までの1.2キロメートルの区間の道路整備事業に対する負担金の、以上合計2億4,248万9,000円を計上いたしております。

第5款公債費につきましては、一時借入金利子7万3,000円を計上いたしております。

次に、議案第22号萩・長門清掃一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、本組合が設置する新清掃工場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果等の縦覧手続等を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第23号萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第24号萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第203条第4項及び同法第203条の2第4項の規定に基づき、本組合の議員、監査委員、公平委員会委員及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第25号萩・長門清掃一部事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例に

つきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第243条の3第1項に規定する財政状況の公表に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第26号萩・長門清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定に基づき、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第27号萩・長門清掃一部事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例につきましては、本組合の設置に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産の交換、譲与、無償貸付等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第28号阿武町と萩・長門清掃一部事務組合との間における事務の委託についてであります。これは、新清掃工場の設置、維持管理及び運営に関する事務を、本組合が阿武町から受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、組合議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号公平委員会委員の選任についてであります。これは、萩・長門清掃一部事務組合の公平委員会委員に藤本和男氏、金子雅子氏及び河村正男氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、組合議会の同意を求めるものであります。

以上、29議案の概略を説明申し上げます。

○議長（青木賢次君） 以上で、上程いたしました全議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、議案第1号平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計暫定予算に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第2号萩・長門清掃一部事務組合の休日を定める条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第3号萩・長門清掃一部事務組合広告式条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第4号萩・長門清掃一部事務組合議会定例会条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第5号萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第6号萩・長門清掃一部事務組合監査委員条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第7号萩・長門清掃一部事務組合事務局設置条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第8号 萩・長門清掃一部事務組合行政手続条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第9号 萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第10号 萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第11号 萩・長門清掃一部事務組合職員定数条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第12号 萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の手続及び効果に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第13号 萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第14号 萩・長門清掃一部事務組合職員の服務の宣誓

に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第15号 萩・長門清掃一部事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第16号 萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第17号 萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第18号 萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第19号 萩・長門清掃一部事務組合職員等の旅費に関する条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第20号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定に関する専決処分についてに対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第21号平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。2番、岡崎議員。

〔2番 岡崎 巧君〕

○2番（岡崎 巧君） このいただいております資料の予算。説明資料の17ページですかね。第4款衛生費。1項清掃費のですね、12節委託料、この委託料はどこかに委託されるんでしょうけれども、この委託の業者というのはどのような基準で選定されるのか伺いたいと思います。

○議長（青木賢次君） 事務局長。

○事務局長（平田幸三君） ここで委託料は、生活影響調査、それから新エネルギー回収推進施設整備基本設計業務等いろいろありますが、特に生活環境影響調査業務につきましては、基本的には仕様書をつくりまして、入札という形で決めていきます。これからでございます。

それから、あと、新エネルギー回収推進施設整備基本設計業務のことでございます。ごみ焼却施設の発注の方式が性能発注方式でございます。これは設計施工の一括発注という方式でございますけれども、そのプラントが技術的に複雑高度であること。それから、処理対象物が廃棄物でございます。これは性状が多様で変化しやすいために、なかなか技術の蓄積が重要で、プラントメーカーの技術が集中しております。そうしたことから、工事を請け負うプラントメーカーが市場で強い影響力あるいは支配力を持っているといわれ

ております。一方で、公共工事については、最近では厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、手抜き工事の発生とか、それから事故とか、下請け業者とか労働者へのしわ寄せによるいわゆる工事の品質の低下、そういったものが懸念されております。その結果、大変な状況になってまいります。そういったことで、今環境省では、平成18年7月に廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きを策定しまして、工事の発注選定については、総合評価落札方式を導入していくべきであると述べております。

総合評価落札方式においては、落札者決定において、価格に加え、技術提案の優劣を総合的に評価することによって、最も評価の高いものを落札者とすることが、原則になります。

本組合もその方式を今、考えております。そして、今回、今年については、コンサルタントの設計ということで、今、基本設計業務があるわけですが、これについても公平公正にコンサルタントの技術の評価して決めるという、今、建設工事と同様にプロポーザルによるその方式、総合評価といいますか、そういった方式を価格に加えて、その技術も含めて検討する方式を考えております。

そうしたことで、今、ここにその1節報酬に、事業者選定審査委員報酬というのを挙げております。これは実は自治法で、総合評価方式をとる場合、その評価の決定とか、いろんなその入札の決定等に2名以上の学識経験者の意見を聞かなければならないというのがございます。

したがって、今年、その建設工事はございませぬが、あくまでもそのコンサルの決定でございますけれども、ここについても同様に、学識経験者2名か、3名を入れて、総合評価プロポーザル、そしてその技術的なものを図りながら、価格と一緒に決定してい

こうといった考え方をもっております。

あとの、委託のすべて個々にですね。

それから、次は、地質調査業務委託料ということがございます。

これは土木の設計の中で、歩掛り等がございますから、設計をして、そして通常の指名競争入札ということになるかと思えます。

それから、飲料水施設の関係で、測量設計業務、それから飲料水施設の水質調査業務委託についても、今の地質調査業務と同様の方式を想定しております。

以上でございます。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） 長門市では公共事業が、その長門市だけではないんですけど、全般的に公共事業は少ない、ということで、ある程度、うちの方では条件つき競争、指名入札ということで、地域のその業者を育成するという立場を今、全面的に出しておりますけど、まあその専門性の強い分野について、地元におられなかった分野については、やむを得ないという感じがしますけど、できるだけその総合評価方式というのもありましょうけど、条件つき競争入札というような形でですね、例えば、萩・長門でそのできる業種はできるだけそういうのを使って、その、発注するという方法を極力取っていただきたいと思えますけれどもいかがですか。

○議長（青木賢次君） 管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、議員から御指摘ございましたように、現下の経済情勢大変厳しいものがございまして、これは萩のみならず長門も同様であろうと思えます。できる限り、このかなりの規模の事業であります。ただ高度な技術を要するもの、これはなかなか難しい。ただ、例えば今、この清掃工場に至りますまでの道路の問題とか、あるいは、

法面の整備とか、いろいろなものがございます。こういったものはできる限りですね、もちろんこの今まで同様に、地場の事業者、まあこういった方々にお願いをしていくこと、これは筋だろうと思えますし、今、評価方式もいろいろございますが、まあできる限り、今、おっしゃったような手法も含めて、個々の事業内容によっては、これ随分かわってまいりますので、十分そのあたりの趣旨は踏まえまして、対応を考えていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（青木賢次君） ほかにありませんか。2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） それと、29ページにあります、分担金分賦割合表というのがありますけど、これがですね、このその人口割、ごみ量割、均等割とかいうので、このコンマ何ぼとかいうのが出ておりますけど、ただですね、このときに、まあ長門がですね、そのごみ量という指標が高いわけですね。あの萩は人口割が0.232、ゴミ量割が0.212で、長門がですね、人口割が0.168、ごみ量割が0.188で上がってるわけですよ。これはですね、まあうちの方のごみの量が多いということを意味するものだろうと思ってますけど、できる限り、あの私どもはあの萩市さん並の量に揃えてですね、あの27年度供用開始には努力してみたいと思っておりますけど、負担割合がですね、この係数といいますか、比率をもって出されておりますので、例えば、うちの方のごみがですよ、今、ええと日量32.83トンというふうになっていきますけど、これが例えば25トンとか、まあそれほど下がるかどうかわかりませんが、そういうふうになった場合にはですね、割合が下がって、その負担割合の率が違ってきますね、その金額がまあ相対的な金額は同じなんですけど、その長門の持ち出す割合がいくらか変化するであろうと思っています。そ

ういうふうなときの見直しというのは、その例えば、隔年、例えば今年が今、22年ですけど24年、26年とか、2年おきにいくらか見直すものか、それとももう28年までこの数字でいくものか、その辺のちょっと説明をしていただきたい。

○議長（青木賢次君） 事務局長。

○事務局長（平田幸三君） 3月で規約をそれぞれの議会でお認めいただきました。そのとき御説明は多分していると思いますが、建設につきましてはですね、人口については、平成17年度の国勢調査人口。それから、ごみ量については、実はそのもう循環型整備基本計画を出すためにですね、あの整備計画を実はつくりました。それで推定しました27年度のごみ量をもって想定しておりますから、建設工事についての割合については、もう決まっております。ただ、27年度の供用開始以降ですね、これについては、毎年度のごみ量。毎年度、毎年度のですね、量で持って算定をいたします。ただ、萩市と長門市のですね、一部事務組合での率は均等割は2割、それからごみ量割が4割、人口割が4割ということになりますから。ごみ量割はですね、双方のごみ量の割合で、維持管理費については毎年毎年算定していくことになりますので、維持管理においての率は、毎年毎年変わってくるということになります。

○議長（青木賢次君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第22号萩・長門清掃一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第23号萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第24号萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第25号萩・長門清掃一部事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第26号萩・長門清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第27号萩・長門清掃一部事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第28号阿武町と萩・長門清掃一部事務組合との間における事務の委託についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり） 質疑なしと認めます。

○議長（青木賢次君） 次に、議案第29号公平委員会委員の選任についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑

なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

以上で、上程いたしました全議案に対する質疑を終わります。

討 論

○議長(青木賢次君) これより討論を行います。討論はありませんか。(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青木賢次君) 討論なしと認めます。

表 決

○議長(青木賢次君) これより採決を行います。

議案第1号平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計暫定予算に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は承認と決しました。

次に、議案第2号萩・長門清掃一部事務組合の休日を守る条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は承認と決しました。

次に、議案第3号萩・長門清掃一部事務組合広告式条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は承認と決しました。

次に、議案第4号萩・長門清掃一部事務組

合議会定例会条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は承認と決しました。

次に、議案第5号萩・長門清掃一部事務組合公平委員会設置条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は承認と決しました。

次に、議案第6号萩・長門清掃一部事務組合監査委員条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は承認と決しました。

次に、議案第7号萩・長門清掃一部事務組合事務局設置条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認と決しました。

次に、議案第8号萩・長門清掃一部事務組合行政手続条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(青木賢次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は承認と決しました。

次に、議案第9号萩・長門清掃一部事務組合情報公開条例制定に関する専決処分につい

ては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は承認と決しました。

次に、議案第10号萩・長門清掃一部事務組合個人情報保護条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は承認と決しました。

次に、議案第11号萩・長門清掃一部事務組合職員定数条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は承認と決しました。

次に、議案第12号萩・長門清掃一部事務組合職員の分限の方法及び効果に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は承認と決しました。

次に、議案第13号萩・長門清掃一部事務組合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は承認と決しました。

た。

次に、議案第14号萩・長門清掃一部事務組合職員の服務の宣誓に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は承認と決しました。

次に、議案第15号萩・長門清掃一部事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は承認と決しました。

次に、議案第16号萩・長門清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は承認と決しました。

次に、議案第17号萩・長門清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は承認と決しました。

次に、議案第18号萩・長門清掃一部事務組合の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例制定に関する専決処分につ

いては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は承認と決しました。

次に、議案第19号萩・長門清掃一部事務組合職員等の旅費に関する条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は承認と決しました。

次に、議案第20号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定に関する専決処分については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は承認と決しました。

次に、議案第21号平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号萩・長門清掃一部事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めま

す。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号萩・長門清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号萩・長門清掃一部事務組合報酬及び費用弁償に関する条例は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号萩・長門清掃一部事務組合財政状況の作成及び公表に関する条例は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号萩・長門清掃一部事務組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号萩・長門清掃一部事務組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号阿武町と萩・長門清掃一部事務組合との間における事務の委託については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号公平委員会委員の選任については、次の者を選任することに同意と決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は同意と決しました。

ここで議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後 3時16分休憩

午後 3時19分再開

○議長（青木賢次君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまお手元に配付しております、組合管理者より議案第30号監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

本件は、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際、日程に追加し審議することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めま

す。よって、議案第30号は急施事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

追加日程第1 監査委員の選任

○議長（青木賢次君） 追加日程第1、議案第30号を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により除斥の対象となりますので、3番、中村議員の退場を求めます。

〔3番 中村議員退場〕

○議長（青木賢次君） これより議案第30号について、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 追加議案について御説明申し上げます。

議案第30号監査委員の選任についてですが、これは、萩・長門清掃一部事務組合の監査委員のうち、識見を有するものうちから選任する監査委員に鐘崎英二氏、長門市監査委員を、本組合議員のうちから選任する監査委員に中村洋一氏、萩市議会議員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、組合議会の同意を求めるものであります。

以上です。

○議長（青木賢次君） 提案理由の説明は終わりました。

続いて、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号監査委員の選任については、次の者を選任することに同意と決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、同意と決しました。

3番、中村議員の入場を求めます。

〔3番 中村洋一君入場〕

○議長（青木賢次君） 以上をもちまして、この臨時会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年5月萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年5月17日

萩・長門清掃一部事務組合

臨時議長 松 永 亘 弘

議 長 青 木 賢 次

議 員 阿 波 昌 子

議 員 中 村 洋 一

